

保保年第145号  
令和2年6月25日

福岡市個人情報保護審議会 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について（諮問）

国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について、個人情報保護条例第56条第2項第4号の規定により、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	特定個人情報保護評価に関する規則【第7条 第4項】
特定個人情報を取り扱う事務の名称等	事務の名称 国民健康保険に関する事務 対象人員 30万人以上 ファイル取扱人数 500人未満 重大事故の有無 無
事 務 の 内 容	<資格管理事務> 国民健康保険の被保険者の資格取得喪失を、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 <保険料賦課事務> 国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。 <保険料収滞納事務> 徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 <保険給付事務> 被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。
評価書の概要	別紙「評価書の概要」のとおり。
その他審議の参考となるべき事項  (参考事項、 市民意見募集の結果 等)	市民意見募集の結果 ・募集期間：令和2年5月28日～令和2年6月26日 ・意見の数：0件

(別添)

- ・全項目評価の概要
- ・対象事務等の説明参考資料
- ・基礎項目評価書
- ・全項目評価書
- ・評価書の主な変更点